

附属資料

- 1 計画期間の事業費
- 2 策定経過
- 3 「文の京」自治基本条例
- 4 文京区基本構想推進委員会規程
- 5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

1 計画期間の事業費

- 計画期間中の計画事業の事業費内訳を示しています。ただし、計画期間中の事業規模が不確定で事業費の算出が困難なものは除きます。
- 各事業の経費内訳ごとに、事業費が百万円以上の場合は、十万円単位で四捨五入し、百万円に満たない場合は全て「1百万円」として算定しているため、内訳を足した歳入経費と歳出経費が一致しない場合があります。

凡例（特定財源の欄の略号）
 国：国庫支出金
 都：都支出金
 他：諸収入、特定目的基金からの繰入金等

(単位：百万円)

事業番号	計画事業 事業名	歳出	歳入				一般財源
			特定財源				
			国	都	他	合計	
1	ぶんきょうハッピーベビー応援事業	9				0	9
2	不妊治療に係る支援	80		○		18	63
3	文京区版ネウボラ事業	880	○	○	○	869	11
4	母親学級・両親学級	66				0	66
5	乳児家庭全戸訪問事業	39	○	○		22	17
6	乳幼児健康診査	321	○			4	317
7	乳幼児家庭支援保健事業	19		○		2	17
8	区立幼稚園の認定こども園化	78				0	78
9	区立幼稚園の預かり保育	968	○	○	○	254	714
10	未就園児の定期的な預かり事業	438		○	○	438	0
11	区立お茶の水女子大学こども園の運営	830	○	○	○	59	770
12	私立保育施設への巡回指導等による運営支援	2,481	○		○	1	2,479
13	保育施設等への検査体制の強化	84			○	1	83
14	子どもの保育環境向上事業	776	○			503	272
15	文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践	1				0	1
16	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	98		○	○	33	65
17	発達支援巡回事業	119	○		○	18	101
18	子ども家庭相談事業	114	○	○	○	114	0
19	一時保育事業	1,529	○	○	○	583	946
20	病児・病後児保育事業	497	○	○	○	227	270
21	ベビーシッター等による子育て支援事業	1,274		○		1,132	142
22	地域子育て支援拠点事業	189	○	○		109	80
23	放課後児童健全育成事業	4,273	○	○		1,268	3,005
24	健康・体力増進事業	161			○	11	151
25	中学校部活動支援	559		○		145	414
26	スポーツ振興事業	180		○	○	27	153
27	和食の日推進事業	75				0	75
28	英語力向上推進事業	671			○	2	669
29	「話す力」向上プログラム事業	12				0	12
30	教育情報ネットワーク環境整備（幼・小・中）	12,635				0	12,635
31	教員研修・研究事業	108			○	8	100

事業番号	計画事業 事業名	歳出	歳入				一般財源
			特定財源				
			国	都	他	合計	
32	「Society5.0の教室」プロジェクト	482		○		361	122
33	いじめ問題対策事業	11				0	11
34	特別支援教育推進事業	2,426			○	188	2,238
35	文京ふるさと学習プロジェクトの推進	56			○	1	55
36	いのちと心の教育の推進事業	9				0	9
37	総合相談室	884		○	○	87	796
38	不登校への対応力強化	1,046		○	○	352	694
39	誠之小学校改築	470	○		○	457	14
40	明化小学校等改築	3,235	○		○	665	2,569
41	柳町小学校等改築	5,822	○		○	830	4,992
42	小日向台町小学校等改築	325				0	325
43	千駄木小学校等改築	524				0	524
44	学校施設等の快適性向上	927	○		○	210	717
45	校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修	890	○		○	794	96
46	給食室の整備	335			○	277	58
47	小学校の教室増設対策	484			○	89	395
48	青少年健全育成会活動支援	47		○		4	43
49	青少年の社会参加推進事業	5				0	5
50	青少年プラザ（b-lab）運営事業	354			○	5	348
51	生活困窮世帯学習支援事業	192	○			86	107
52	高校生等医療費助成	734		○		287	447
53	高校生世代育成支援金	351				0	351
54	子ども宅食プロジェクト	293			○	286	7
55	児童発達支援センターの運営	658			○	452	206
56	各施設での医療的ケア児の受入れ	494	○	○		194	300
57	医療的ケア児支援体制の構築	1	○			1	1
58	障害者（児）施設整備促進事業	943			○	125	818
59	児童虐待防止対策事業	41	○	○		17	25
60	（仮称）文京区児童相談所の整備	1,513	○	○	○	1,256	258
61	奨学資金給付金	54			○	1	52
62	塾代等助成事業	88				0	88
63	就学援助	405	○		○	1	405
64	文京区版ひきこもり総合対策	70	○			35	35
65	ヤングケアラー支援推進事業	12	○			12	0
66	小地域福祉活動の推進	144	○			18	126
67	多機能な居場所活動推進事業	57				0	57
68	重層的支援体制整備事業	—					
69	地域医療連携事業	59	○	○	○	56	3
70	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	39			○	15	24
71	在宅療養支援窓口事業	19	○	○	○	19	0
72	認知症施策の総合的な推進	217	○	○	○	122	95
73	介護予防事業の推進	139	○	○	○	139	1
74	文の京フレイル予防プロジェクト	11		○		5	5
75	地域介護予防活動支援事業（通いの場）	35	○	○	○	35	0

事業番号	計画事業 事業名	歳出	歳入					一般財源
			特定財源				合計	
			国	都	他			
76	生活支援体制整備事業	136	○	○	○	136	0	
77	元気高齢者の社会参画支援事業	108		○		71	37	
78	ふれあいいきいきサロンへの助成	15				0	15	
79	シルバー人材センターの活動支援	222	○	○	○	53	168	
80	文京すまいるプロジェクトの推進	335	○	○		32	302	
81	ハートフルネットワーク事業	3	○	○	○	2	1	
82	地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実	1,442	○	○	○	1,261	181	
83	高齢者緊急連絡カードの設置	9		○	○	5	5	
84	高齢者等見守りあんしん事業	53		○		41	11	
85	成年後見制度利用支援事業	59	○	○	○	33	26	
86	文京ユアストーリー	8				0	8	
87	民間事業者による高齢者施設の整備	71				0	71	
88	地域密着型サービスの充実	28		○	○	1	27	
89	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	79				0	79	
90	介護人材の確保・定着支援	188		○		29	159	
91	障害者基幹相談支援センターの運営	370	○	○		113	257	
92	地域生活支援拠点運営事業	610	○	○	○	200	410	
93	精神障害者の地域移行・地域定着事業	3,070	○	○	○	1,842	1,228	
94	障害者就労支援センター事業	278	○	○	○	16	262	
95	中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業	2				0	2	
96	就労定着支援の推進	11	○	○		8	3	
97	障害者差別解消推進事業	2				0	2	
98	心と情報のバリアフリー推進事業	32	○	○	○	3	30	
99	障害者虐待防止事業	1	○	○		1	1	
100	生活困窮者自立支援相談事業	160	○		○	117	43	
101	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	72	○			54	18	
102	生活習慣病予防事業	12		○		2	9	
103	健康づくり事業	172			○	55	117	
104	食育普及	15		○		7	7	
105	特定健康診査・特定保健指導	1,631		○	○	850	780	
106	受動喫煙防止対策事業	1		○		1	1	
107	喫煙・受動喫煙による健康被害防止の普及啓発及び禁煙支援	3		○		1	1	
108	糖尿病性腎症重症化予防事業	31		○		31	0	
109	受診・服薬の適正化	35		○		35	0	
110	各種がん検診の実施	2,894	○	○		52	2,842	
111	がん知識の普及・啓発	3		○		1	2	
112	がん患者ウィッグ購入等費用助成	101				0	101	
113	骨髄移植ドナー支援制度	2		○		1	1	
114	骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度	1		○		1	1	
115	新興・再興感染症対策推進事業	5,232	○	○	○	576	4,656	
116	総合的な自殺対策の推進	30		○		20	11	
117	中小企業支援事業	1,964				0	1,964	
118	中小企業人材確保支援事業	119				0	119	
119	創業支援事業	122			○	2	120	

事業番号	計画事業 事業名	歳出	歳入					一般財源
			特定財源				合計	
			国	都	他			
120	商店街振興対策事業	1,661		○		13	1,648	
121	商店街販売促進・環境整備事業	212		○		94	118	
122	消費者普及啓発事業	149		○	○	14	135	
123	文化育成事業	116			○	10	107	
124	文京シビックホール(響きの森文京公会堂)における文化芸術活動の推進	609			○	42	566	
125	文の京ゆかりの文化人顕彰事業	14			○	1	14	
126	文京ふるさと歴史館の特別展・普及事業	36			○	4	32	
127	観光資源の魅力創出事業	178			○	22	157	
128	観光PR・情報発信事業	162			○	24	137	
129	観光ボランティア養成事業	12				0	12	
130	国際交流・海外都市交流事業	157			○	2	155	
131	国内交流事業	42			○	16	26	
132	文の京文化発信プロジェクト	9				0	9	
133	山村体験交流事業	18				0	18	
134	町会・自治会支援の推進	262			○	40	222	
135	協働事業の推進	134				0	134	
136	ふれあいサロン事業	16			○	2	14	
137	区立図書館の「学びの拠点」としての機能向上	454				0	454	
138	老朽化した図書館の改築	7				0	7	
139	スポーツ施設の環境整備事業	7				0	7	
140	男女平等参画の推進	1,358			○	893	465	
141	女性・母子父子等相談体制の充実	98	○	○	○	35	63	
142	母子・女性緊急一時保護事業	1		○		1	1	
143	ダイバーシティ推進事業	15			○	2	13	
144	バリアフリー基本構想推進事業	21			○	1	21	
145	バリアフリーの道づくり	250		○	○	97	153	
146	無電柱化の推進	549	○	○	○	32	516	
147	公園再整備事業	304			○	209	95	
148	元町公園整備事業(旧元町小学校との一体的整備)	753			○	618	135	
149	竹早公園整備事業(小石川図書館との一体的整備)	—						
150	緑の維持及び緑化啓発事業	3,214	○		○	73	3,141	
151	地区まちづくりの推進	197				0	197	
152	再開発事業の推進	20				0	20	
153	建築紛争予防調整・宅地開発指導	4		○		1	4	
154	景観まちづくり推進事業	35			○	1	35	
155	地球温暖化防止に関する普及啓発	1,433			○	430	1,003	
156	環境教育・講座	14			○	4	10	
157	新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業	291				0	291	
158	2R(リデュース・リユース)の推進	48			○	1	48	
159	資源の集団回収支援	125			○	80	44	
160	資源回収事業	1,727			○	483	1,244	
161	プラスチック分別回収事業	30				0	30	
162	事業系ごみ対策	1				0	1	

事業 番号	計画事業 事業名	歳 出	歳 入				一般 財源
			特定財源				
			国	都	他	合計	
163	地域防災訓練等の実施	119			○	2	117
164	避難所運営協議会運営支援	19				0	19
165	区民防災組織の育成	74				0	74
166	在宅避難の推進	48				0	48
167	中高層共同住宅の支援	58				0	58
168	災害対策本部機能等の強化	473			○	76	397
169	災害時の受援応援体制の関係強化	0				0	0
170	災害ボランティア体制の整備	3				0	3
171	災害時医療の確保	71		○		2	69
172	備蓄物資維持管理	378		○		18	360
173	避難行動要支援者の支援	104				0	104
174	福祉避難所の整備・拡充	8				0	8
175	妊産婦・乳児救護所の体制整備	16				0	16
176	耐震改修促進事業の推進	680	○	○		515	165
177	不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）事業の推進	101		○		61	40
178	細街路の整備	1,373	○			303	1,070
179	道路における治水対策の推進	1,379				0	1,379
180	崖等整備資金助成事業の推進	73	○			13	60
181	ブロック塀等改修等の促進	15	○	○		5	10
182	橋梁アセットマネジメント整備	878	○			1	878
183	安全対策推進事業	99		○		27	72
184	通学路等の防犯カメラの設置	4				0	4
185	子ども110番ステッカー事業	2				0	2
186	空家等対策事業	33	○	○		15	17
187	特定空家等の対策	9	○	○	○	1	9
188	マンション管理適正化支援事業	73	○	○		31	41
189	交通安全対策普及広報活動	63		○		10	54
190	総合的な自転車対策	932			○	344	588
191	コミュニティ道路整備	49				0	49
192	交通安全施設の整備と維持	188	○		○	18	170
193	コミュニティバス運行	1,264		○	○	68	1,197
194	自転車シェアリング事業	1				0	1

2 策定経過

年月日	会議等	内容等
令和5年 5月10日	令和5年度第2回基本構想推進委員会 庁議	・「文の京」総合戦略の改定について
		・「文の京」総合戦略の改定について
5月24日	令和5年度第3回基本構想推進委員会 庁議	・次期「文の京」総合戦略の概要について
		・次期「文の京」総合戦略の概要について
6月29日 ・30日	令和5年6月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略の改定について
8月23日	令和5年度第4回基本構想推進委員会 庁議	・次期「文の京」総合戦略（骨子及び主要課題（案）） について
		・次期「文の京」総合戦略（骨子及び主要課題（案）） について
9月12日	「主要課題を解決する取組」についての 意見募集① (区報ぶんきょう特集号、Webアンケート等)	・募集期間：9月12日から10月11日まで ・意見総数：238人／延べ413件
9月17日 ・27日	「主要課題を解決する取組」についての 意見募集② (区民説明会（オープンハウス型説明会）)	・参加者数：延べ154人 ・意見総数：19人／延べ46件
9月22日 ・25日	令和5年9月定例議会 (総務区民委員会)	・次期「文の京」総合戦略（骨子及び主要課題（案）） について
10月4日 ・10日 ・11日 ・19日 ・20日	令和5年度基本構想推進区民協議会	・開催回数：8回 ※分科会方式で開催
10月16日	令和5年度第5回基本構想推進委員会 庁議	・「文の京」総合戦略（素案）について
		・「文の京」総合戦略（素案）について
11月24日 ・27日	令和5年11月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略（素案）について
12月4日	「文の京」総合戦略（素案）についての パブリックコメント (区報ぶんきょう特集号等)	・募集期間：12月4日から令和6年1月4日まで ・意見総数：105人（団体含む。）／延べ174件
令和6年 1月24日	令和5年度第6回基本構想推進委員会 庁議	・「文の京」総合戦略（素案）に対する意見について
		・「文の京」総合戦略（案）について
2月29日 ・3月1日	令和6年2月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略（案）等について
3月27日	庁議	・「文の京」総合戦略（令和6年度～令和9年度） の策定について

3 「文の京」自治基本条例

平成16年12月13日条例第32号
改正 平成19年3月1日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念（第3条）

第2節 基本原則（第4条―第7条）

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務（第8条・第9条）

第2節 地域活動団体の権利と責務（第10条・第11条）

第3節 非営利活動団体の権利と責務（第12条・第13条）

第4節 事業者の権利と責務（第14条・第15条）

第4章 区の責務（第16条―第19条）

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割（第20条―第23条）

第2節 区議会議員の責務（第24条）

第6章 執行機関の責務（第25条―第30条）

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開（第31条―第34条）

第2節 参画（第35条・第36条）

第3節 意思の表明（第37条―第39条）

第4節 協働・協治の推進体制（第40条―第43条）

付則

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業

者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとするのが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- (2) 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- (3) 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- (4) 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- (5) 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- (6) 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- (8) 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

（協働・協治）

第3条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

第2節 基本原則

（参画と協力）

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調

整し、協力し合い、連携を図る。

(情報共有)

第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(対等な立場の尊重)

第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。

(自己決定・自己責任)

第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務

(区民の権利)

第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(区民の責務)

第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。

2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第2節 地域活動団体の権利と責務

(地域活動団体の権利)

第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(地域活動団体の責務)

第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。

2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第3節 非営利活動団体の権利と責務

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第4節 事業者の権利と責務

(事業者の権利)

第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。

2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

第4章 区の責務

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第18条 区は、必要に応じて、区民等との調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割

(区議会の基本的事項)

第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。

(区議会の責務)

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。

(情報の共有と説明責任)

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第2節 区議会議員の責務

(区議会議員の責務)

第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽^{さん}に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

第6章 執行機関の責務

(執行機関等の基本的事項)

第25条 区長及び副区長並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

(執行機関の責務)

第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。

2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。

(情報の共有と説明責任)

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画)

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

(区長の責務)

第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。

2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。

3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

(職員の責務)

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開

(区政に関する情報の公開)

第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的

に公開する。

2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(区の説明責任)

第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

第2節 参画

(区への提案制度)

第35条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

第36条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。

2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

第3節 意思の表明

(区の政策等の周知)

第37条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。

2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第4節 協働・協治の推進体制

(社会資源の活用等)

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

(区外の人々との連携・協力)

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

(協働・協治の推進のしくみ)

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。

(区における条例の尊重義務)

第43条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月1日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 文京区基本構想推進委員会規程

平成22年6月21日訓令第11号

改正 平成23年9月1日訓令第6号

平成27年12月28日訓令第8号

令和元年5月29日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第8条の規定により設置した文京区基本構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項を審議し、その結果を庁議に報告する。

- (1) 文京区基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定に関すること。
- (3) 行財政改革についての総合的な調整及び推進に関すること。
- (4) その他庁議で指定した事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画政策部長の職にある者とし、推進委員会を総括する。

3 副委員長は、総務部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部長(担当部長及び危機管理室長を含み、前2項に規定する者を除く。)、文京保健所長、文京区教育局処務規則(平成4年3月文京区教育委員会規則第3号)第2条に規定する部の部長(担当部長を含む。)、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

(招集)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

(分科会)

第5条 委員長は、推進委員会の効率的運営を図るため、推進委員会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、推進委員会から指定された事項について調査し、及び研究し、その結果を推進委員会に報告する。

3 分科会は、座長、副座長及び分科会員をもって組織する。

4 座長及び副座長は、第3条第4項に規定する委員の中から委員長が指名する。

5 分科会員は、委員長が指名する。

(意見聴取)

第6条 委員長及び座長は、必要があると認めるときは、委員又は分科会員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(文京区基本構想実施計画策定委員会規程の廃止)

2 文京区基本構想実施計画策定委員会規程(昭和52年5月文京区訓令甲第8号)は、廃止する。

付 則(平成27年12月28日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

22文企企第63号平成22年6月4日区長決定

23文企企第337号平成24年3月30日区長決定

27文企企第361号平成27年12月11日区長決定

28文企企第70号平成28年6月1日部長決定

2019文企企第408号令和2年3月26日部長決定

(設置)

第1条 区民参画による文京区基本構想(以下「基本構想」という。)の進行管理を行うため、文京区基本構想推進区民協議会(以下「区民協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民協議会は、次の事項を所掌し、基本構想の実現度を審議する。

- (1) 基本構想の推進に関する事項について意見を述べること。
- (2) 区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定及び推進に関する事項について意見を述べること。
- (3) 効率的な行財政運営について意見を述べること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 区民協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 公募区民 12人以内
- (3) 区内関係団体等の推薦による者 15人以内

2 前項第2号に規定する公募区民の委員(以下「公募区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会長及び副会長の設置)

第5条 区民協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、区民協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 区民協議会に幹事を置く。

2 幹事は、文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部の部長（担当部長及び危機管理室長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則（平成4年3月文京区教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

（意見聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を区民協議会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項について調査し、又は研究させるため、区民協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

（庶務）

第9条 区民協議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、区民協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年3月30日（以下「決定日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項の規定は、平成24年9月30日以後に委嘱を受けた委員については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

「文の京」総合戦略

令和6年度～令和9年度
(2024年度～2027年度)

令和6年3月

発 行／文 京 区

編 集／企画政策部企画課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話 03(5803)1126

FAX 03(5803)1330

印刷物番号 A0123007

頒布価格 1,210円